

岩手県告示第588号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和6年7月31日次のとおり委託した。

令和6年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
株式会社 J T B 盛 岡支店	岩手県盛岡市菜園一丁目12 番18号	県内周遊支援金の支出	令和6年7月31日	令和6年7月31日から 令和7年3月31日まで